

新型コロナウイルス感染症の影響による特例措置について

令和 2 年度に新型コロナウイルス感染症の影響により治療開始の延長を余儀なくされた場合、令和 3 年度中も特例として次の通り取り扱います。(令和 3 年度中に申請されたものに限ります。)

1 特例措置内容

(1) 年齢要件

令和 2 年 3 月 31 日時点で妻の年齢が 42 歳の夫婦について、年齢要件を「43 歳未満」から「44 歳未満」に変更します。

【対象：1977 年（昭和 52 年）4 月 1 日～1978 年（昭和 53 年）3 月 31 日生まれの方】

(2) 通算助成回数

令和 2 年 3 月 31 日時点で妻の年齢が 39 歳の夫婦について、現行の制度において「初めて助成を受ける際の治療開始時の年齢が 40 歳未満の方は 43 歳になるまでに通算 6 回」のところ、「初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢が 41 歳未満の方は 43 歳になるまでに通算 6 回」に変更します。

【対象：1980 年（昭和 55 年）4 月 1 日～1981 年（昭和 56 年）3 月 31 日生まれの方】

2 助成対象者となるための条件

(1) 対象となる夫婦

法律上の夫婦であること

(2) 所得要件

令和 2 年の夫婦の所得の合計が 730 万円未満であること

【提出書類】

令和 3 年度所得(課税)証明書（令和 2 年分の所得）

※令和 2 年の夫婦の所得の合計が 730 万円以上の場合はお相談ください

3 申請について

年齢等の要件や必要な書類の確認のため、必ず事前にお電話でご連絡ください。

呉市 保健所 地域保健課 健康増進グループ TEL 0 8 2 3 - 2 5 - 3 5 4 0